

招集期日 平成22年12月1日（水曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第1委員会室

開 会 12月1日（水曜日）午前 9時30分

閉 会 12月1日（水曜日）午前10時16分

| | | | | |
|------|-----|-------|------|------|
| 出席委員 | 委員長 | 平山五郎 | 副委員長 | 齋藤國男 |
| | 委員 | 吉澤かつら | 委員 | 宮岡幸江 |
| | 委員 | 塩屋和雄 | 委員 | 堤利夫 |
| | 委員 | 小島清人 | 委員 | 駒井勲 |

欠席委員 な し

| | | |
|-------------|------|--------|
| 説明のため出席した職員 | 企画部長 | 総務部長 |
| | 消防長 | 議会事務局長 |
| | 関係職員 | |

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、補正予算1件の計2件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第105号の条例を審査し、続いて議案第113号の補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第105号 入間市手数料条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第105号 入間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 おはようございます。それでは、議案第105号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

地方公共団体が行う事務のうち、その手数料を全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとしまして、政令で定める事務についての手数料は、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないと、地方自治法第228条に規定されております。

このたび、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等によりまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、当該タンクの設置許可等

に係る手数料の標準の金額が平成22年10月1日からおおむね9パーセント引き下げられました。このことから、条例において規定している当該手数料につきましても、政令と同様に改定いたしたいものであります。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりにします。よろしくご審査をお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第105号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長 次に、議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて、消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長 それでは、消防所管の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の44ページから45ページをお開きいただきたいと思います。款9項1消防費、目1常備消防費、大事業、職員給与費の減額1,327万8,000円は、昨年度末に退職することとなった職員分の給与、諸手当の減額及び人事院勧告に基づく給料の引き下げ及び期末勤勉手当の支給月の引き下げによる減額、また共済費負担金率の引き上げによる増額によるものでございます。

次に、大事業、消防庁舎管理費102万円の減額は、消防緊急通信指令施設保守点検委託料の契約額の確定に伴う減額でございます。

次に、中事業、自動体外式除細動器整備事業5万円の減額は、

今年度設置いたしました学童保育室4台のリース契約が安価であったことによる減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。
以上で消防所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。
次に、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 おはようございます。平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）における企画部所管の予算の概要についてご説明を申し上げます。

本予算案における企画部所管の部分につきましては、歳出予算のみでございます。恐れ入りますが、お手元の補正予算第3号説

明書の16ページから17ページをお願いいたします。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、大事業、職員給与費270万7,000円の減額につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の実配置に伴うものでございます。

また、同じ欄のやや下の段になりますが、大事業、人事管理費705万6,000円の増額につきましては、産前・産後休暇あるいは育児休業等に伴う正職員の欠員補充のための代替職員、これはパート職員でございますが、代替職員の人員増によるものでございます。

続きまして、18ページから19ページをお願いいたします。項5 統計調査費、目1 統計調査総務費の5万5,000円の減額及び目2 基幹統計調査費の3万2,000円の減額は、企画課統計担当職員に係る人事院勧告に基づく給与改定に伴う減額でございます。

続きまして、ページが飛びますが、54ページから55ページをお願いいたします。款12項2目1 水道事業会計返還金115万7,000円の減額は、水道事業会計からの借入金12億円のうち3億円を9月30日に繰上償還したことによる利子分の減額でございます。

続きまして、56ページから57ページをお願いいたします。款13項1目1 予備費25万3,000円につきましては、歳入歳出予算の調整額を増額措置するものでございます。

続きまして、63ページから64ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。債務負担行為につきまして申し上げます。これは、議案第112号におけます入間市勤労福祉センターの指定

管理者の指定について、平成23年度から平成27年度までの5年間について3,036万円を限度額として設定するものでございます。

以上で企画部所管の入間市一般会計補正予算（第3号）の概要説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

宮岡幸江委員 債務負担行為の今の63から64ページでのお話ありましたが、こちらの件で、この中から人件費部分を、いただいた資料の中で計算したことを基準にちょっと伺いたいのですけれども。ここでは、人件費というのは勤労福祉センターのほうとそれから入間市シルバー人材センターの協力で破格の値段で受けていただいたと、年間240万円で提示されていますね。受けていた中で、この人件費をここまで安くした結果が、第三者評価のほうのサービスの低下とかそういうことにつながるというようなことは考えたことありますか。

財政課長 ただいまのご質疑に関しては、指定管理の内容ということでございます。今回企画部所管でご提案申し上げている債務負担行為につきましては、5年間の債務を予算の一部としてご提案申し上げる内容のものでありますので、その実際の細かい詳細につきましては、指定管理の議案の中でのご審議ということでお願いできればと思っております。

以上でございます。

宮岡幸江委員　ここでお聞きしたかったのは、これの中で指定管理者候補選定委員会には企画部長も入られていますね。その中で、指定管理料のほうの適正ということで、指定料は適正な価格かということで満点あげていますね。その中には企画部長も参加されておりますね。それで、そういうことは企画部長がいるところでないと伺えないかなというものがあって今回質疑させてもらったのですけれども。

企画部長　ただいまの指定管理者の選定における人件費の部分でございますけれども、まずここでご提案申し上げます債務負担の部分とちょっと離れますけれども、選定の段階におきましてやはり決定的な部分というのは、きのうも議論がございましたけれども、今、シルバー人材センターがあそこの公の施設の中に事務所を構えていると。まずそういったことが現実引き続いてあるわけなので、そういったところから今回新たに指定管理者を5年選定する議論が始まっているわけなのです。シルバー人材センターの立地を生かした提案ということで、あの人件費年額240万円が提示されたものと、こういったことで理解をしているわけです。そうした中で、シルバー人材センターの職員がある部分兼務をするという部分があるから、それは直接的な経費はシルバー人材センターで持つと。あそこの勤労福祉センターの受付業務等についての直接的な経費が240万円できると、こういった提案でございましたので、その辺で私どものほうも選定委員会として確認をいたしましたと

ころでございます。

以上でございます。

宮岡幸江委員 今回のここでの質疑では、先ほど言われたのと違うのかなという気はするのですけれども、関連というか、ということいろいろ調べさせてもらおうと、昭和62年から今の人材センターがあそこで管理をしている中での、この5年前の指定管理のときにもそれは挙げたと思うのですけれども、その後目的外使用というか、公の施設の行政財産の目的外使用ということの中でシルバー人材センターがあそこに事務所を置いているのかなと思うのですけれども、そういうことも含めてこういうものを委員会のほうでどういうふうにそういうことを。これからもずっとそのままで行ったらば、次の指定管理者はだれも出てこないというのは当たり前のことだと思うのです。料金というか、経済的なことは当然考えなければいけないのだけれども、そういうことを考えのうちのひとつとして、検討のひとつとしてそういうことはどうなっていたのだろうかというのはとても。5年たって、またこれからの5年間もそのままに行くことに対して何も考えていられないのかなというのがあったので、もう一度そこら辺をお願いします。

企画部長 指定管理の部分でございますけれども、考え方といたしまして、今回向こう5年間で指定するに当たって、指針の部分で設けさせていただいている規定がございますけれども、その中で現に今指定管理者としてお願いしている部分が良好だったかどうかとまず判定をするわけです。そこが基準になるわけです。

というのは、あそこの勤労福祉センターについて申し上げますと、シルバー人材センターが平成18年度から今まで、実際には4年ちょっとになりますけれども、良好に指定管理者として機能しているかどうかというのは、きのうも環境経済部長が答弁申し上げましたけれども、我々そこを基準にして判断をさせていただいているわけです。

今のご質疑の部分、これから先も、では未来永劫ずっと同じではないかと、こういう議論になろうかと思えますけれども、それはまた今から先5年たってみて、また5年を振り返って、果たして適正に、良好に指定管理者が機能しているのかどうかというのをそこで判断するわけです。また新たにその時点でそこから先のことは考えるということになろうかと思えます。ですから、機械的にずっと同じではないかという議論は、その5年を振り返っていきますので自動的に成り立たないのかなと、こんなふうに思います。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについて質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前 9時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、議案第113号 入間市一般会計補正予算（第3号）

におけます総務部所管につきまして、その概要をご説明申し上げます。

歳出についてご説明申し上げます。まず、補正予算の説明書16ページから17ページ中段をご参照願いたいと思います。庶務課所管の予算についてでございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、説明欄大事業、庁舎管理費、中事業、維持管理費120万9,000円の減額につきましては、本庁舎の維持管理に必要なエレベーター保守業務、森の駐車場整理業務、電気工作物定期点検業務などの業務委託について、契約額の確定に伴い、委託料の執行残を減額するものでございます。

次に、大事業、訴訟事務費72万円の増額につきましては、入間市を被告とする訴訟が提起されたため、訴訟代理人委託料としまして、当初予算計上済みの着手金に加えまして報酬金を増額するものでございます。

続きまして、情報システム課所管でございますが、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、大事業、電子情報管理

費、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業の補正額348万8,000円の減額につきましては、使用期間の終了に伴い更新するパソコンの購入費用について、昨年度の入札実績等を参考に予算計上しましたが、入札の結果、当初予定していた価格より大幅に安価で購入することができたことから不用額を減額するものでございます。

続きまして、管財課所管についてご説明申し上げます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、自動車管理費150万8,000円の増額につきましては、管財課所管の集中管理車両132台を適切な維持管理を行うべく限られた予算の範囲内で行っておりますが、管理車両132台のうち103台、約80パーセント近い車両が10年を超える車両となっており、車検、法定点検、一般修繕等の修繕料が、当初予定していた金額よりも車両の老朽化等によりまして増加してきたことに対応するための補正増を行うものでございます。

続きまして、資産税課所管でございますが、17ページの一番下でございます。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、大事業、市税賦課費、中事業、固定資産税・都市計画税関係費1,759万9,000円の減額につきましては、標準宅地鑑定評価業務及び固定資産評価業務の2つの委託契約が予定よりも安価で済んだことに伴いまして、委託料の不用額を減額するものでございます。

続きまして、説明書の19ページをご参照願いたいと思います。収税課所管でございます。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴

収費、大事業、過誤納還付金及び還付加算金1,617万1,000円の主なものは、生命保険金等で複数年に分けて保険金を受領する、いわゆる年金形式で受給する部分のうち、相続税の課税対象となったものに対する所得税の課税は違法である旨の判決を受け、所得税の取り扱いが変更されたことによりまして、個人市民税のうち、所得割額の変更に対応するものでございます。

詳細について申し上げますと、所得税の還付される期間は平成17年から5年間であり、平成17年分についてはことしの12月末の5年間の申告の期限となっているため、還付対象者には生命保険会社等から通知されることになっております。いずれにしましても、最初に所得税の還付の申告が必要となるものでございます。

なお、今回の補正は、とりあえず期限の迫っています平成17年分以降の還付に早急に対応するものでございます。

以上で議案第113号、一般会計補正予算のうち、総務部所管のものについての概要説明を終わりにします。

よろしくご審査をお願いします。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 契約書の記載の中ですけれども、これには当然何々の契約の事項の中に契約高というのは入りますね、一般的に契約書というのは。その契約書が安価でできるということは、もうちょっと説明してもらえますか。

総務部長 今申し上げました安価というのは、実際の契約する上で、当初

予算で見積もった金額に対しまして、実際に入札あるいは見積もり合わせ等行為で行いまして、いわゆる落札あるいは見積もり合わせの最低金額が決まるわけなのですが、それが当初予算と比較した場合のことを安価と言っているわけなのですが。そういうことでご理解いただきたいと思います。

堤委員　　今までの実績でいろいろな委託契約事項があるけれども、その中で最大の見積もりと予算額と実際の契約額の違いというのは、通常どこまでの範囲、1つの目安を考えていますか。

総務部長　　基本的には、見積もり合わせにつきましては、最低制限価格とかそういうものを設けておりませんので、業者の中で、例えば3社見積もりあるいは5社見積もりとか、いわゆる契約金額によって業者の見積もりの数が異なるわけですが、いずれにしても見積もり合わせの場合は最低金額の業者が落札ということになるわけですが。それで、契約につきましても、毎年見積もりをとるような扱いになってくれば、業者によっても、前年度の業者と今年度の業者を変更しますので、そうすると受注意欲がある業者については、比較的相当安い値段でとってでも頑張ろうというようなことになると、前年度とった落札金額と同じ業務をやっている今年度さらに下がると。そういうようなケースというのは出てきますので、そういったようなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

堤委員　　結果論からすれば、業者の努力によって当初予算よりも安価で

できると。これは業者の努力ということですね。逆に予算を執行する側からすれば、法の精神からいっても、適切な価格を設定して予算化することによって、予算の配分というのは理想的な形になるわけです。だけれども、過去の実績から含めて適正な価格設定を考えているとは思いますが、その違いの幅が、例えば予算の見積もりに甘いところがあって、本来であればもうちょっとシビアな数字を出せば、ほかの事業の予算にも生きてくるという。だから、決算のときによく話題になる、不用額、何でこんなに出るのだという。それが業者の努力とか予算の執行側の原因ではなくて起こってくるものであればやむを得ない部分があるけれども、これが見積もりの甘さによって、本来であればもうちょっと的確な数字を出せばいいのにといい意見もあると思うのですが、それが要するに予算を組む側で最終的にこのくらいの幅はもうやむを得ないと、物理的に、数字の差は。それ以上に開いた場合には、もうちょっと次の予算化するときに検討しなければならないという判断があると思うのですが、今までの執行してきた中身の中でその辺の反省材料というか、次の予算化のための生かす材料として、例えば5パーセントの範囲はもう不可抗力ですと。ところが、100パーセントの理想的な予算化というのはいいと思うのですが、なかなかそこまで望むことは非常に難しいと思うのですが、その辺の目安というのがもしあれば教えてください。

総務部長 先ほど申しましたように、契約行為には、私どものほうでは入

札行為というものについてと見積もり合わせと2つあるのですが、見積もり合わせについては、そういった数字的な目安というのはなかなか立てにくいのですが、入札契約の中で1,000万円以上のものについては最低制限価格というのは付設しておりますので、その価格が1つの目安になって、業者のほうでいわゆる入札、札を入れてくるということになっておりまして、見積もり合わせについては、そういった例えば前年度の契約額に対して今年度見積額がこの金額だから余りにも低過ぎるとか、そういうような判断というのは現実的には行っていない。最低制限価格的なものをつくってないというのが実情でございます。見積もり合わせも非常に毎年、毎年下がっていくというケースがありまして、この価格は一体いつまで下がるだろうというような、我々予算を計上する側からしてみますと、もうこれ以上下げると、この仕事、業務は成り立たないのではないかと思うときもあるわけで、いわゆるそれがダンピング行為とかそういったものにつながらないとか、そういうような懸念もしておりまして、ですからもう予算を計上する上では、やはり来年度はもう少し予算はある程度増額しないと業者も大変だなというようなものについては、各課で十分なそんな精査をしまして予算要求をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

委員長　ほかにございませんか。

吉澤委員　19ページの過誤納還付金及び還付加算金で生命保険の二重課税

の問題で、これは所管が違うかもしれませんが、住民税が変更になったことで、そのほかの国保税とか介護保険料なんかに影響してくるのかなと思うのですけれども、その点はどうなるのか。おわかりでしたら教えてください。

市民税課長 それでは、ただいまの関係でございますが、当然に市のいろいろな、今お話し为国保税等々につきましては、市民の総所得または市民税額を基準として算出しているものが多々ございます。当然そちらのほうにも影響があるという形で認識をしているところでございます。

吉澤委員 わかりました。では、同じようにさかのぼって還付というのでしょうか、今まで払った分が戻ってくるということもあり得るということですね。

市民税課長 具体的に戻りますとかというのは、これは私の立場からお話するわけにはいかないのですが、還付の対象者につきましては、市民税課内に担当者を設けまして、担当課のほうにご案内をするなり適切な対応をとっていきたいと、そういうふう考えております。

吉澤委員 わかりました。ちょっとほかの市のホームページを見たら、同じように国民健康保険税、介護保険料が戻る場合もありますよということがお知らせしてあったので、そういうふうに丁寧に対応していただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

塩屋委員 先ほど堤委員が触れたところの関係ですが、この1,759万9,000円の減額、これに対応するもとの金額は幾らですか、市税賦課費のもとの数字。

資産税課長 今ご質疑ありましたのは、市税賦課費のうちの固定資産税・都市計画税関係費の部分であるかと思えますけれども、全体ですと、さまざまな委託料が含まれておりますのであれなのですが、個々に申し上げますと、この標準宅地鑑定評価業務と固定資産評価業務と2つのものということで部長のほうからご説明をしたところですが、まず標準宅地鑑定評価業務の委託につきまして、もとの予算が2,656万4,921円でございます、これが減額が679万7,936円というのが1つございまして、もう一つが固定資産評価業務、こちらの業務につきまして予算額が1,999万9,350円、こちらが減額する部分につきまして1,080万1,350円、以上の2つが端数処理しまして1,759万9,000円の減額というものの明細でございます。

以上です。

塩屋委員 さっきの堤委員のほうの話にもありましたけれども、やっぱり減額の額が何パーセントというのだったら別として、ちょっとトータルとしては大きいので、この辺は今後ぜひ前向きに生かしていただければと思いますので。

もう一ついいですか。

委員長 はい。

塩屋委員 あと、訴訟事務費なのですが、具体的な訴訟の内容は何でした

つけ。

庶務課長 この訴訟につきましては、学童保育室入室保留処分を取り消しを求める訴訟が、市内在住の女性から8月31日に埼玉地方裁判所に提起されたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議会事務局所管のものについて、議会事務局長より説明を求めます。

概要説明

議会事務局長 それでは、議会事務局所管のものについてご説明申し上げます。

補正予算説明書事項別明細書14、15ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正は、人件費のみの補正でございます。

款1項1目1 議会費、大事業、職員給与費、中・小事業、一般職

給与4万5,000円の減額は、今年度の給与改定及び人事異動に伴う過不足額の調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長 これより議会事務局所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ議会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて、選挙管理委員会事務局長より説明を求めます。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出の人件費のみの補正でございます。予算説明書の18ページから19ページをごらんいただきたいと思います。中段になりますが、款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費で4万5,000円の増額でございますが、内容は説明欄のとおり職員給与費の補正でございます。人事院勧告に基づく給与改定並びに職員を実配置にしたことにより、所要額の調整を図ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 これより選挙管理委員会事務局所管のものについて質疑に入り

ます。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑を終
結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局長
より説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局所管のものについてご説明
をいたします。

予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。款2総
務費、項6目1監査委員費88万3,000円の減額につきましては、
人事院勧告によります給与改定並びに職員の実配置に伴う人件費
を調整したことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

委員長 これより監査委員事務局所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ監査委員事務局所管のものについての質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告(午前10時16分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎